

第1編 平成23年度決算の概況

第1章 全般の概況

第1 事業数

15業種 184事業

(前年度比1事業減)

【法適用事業】

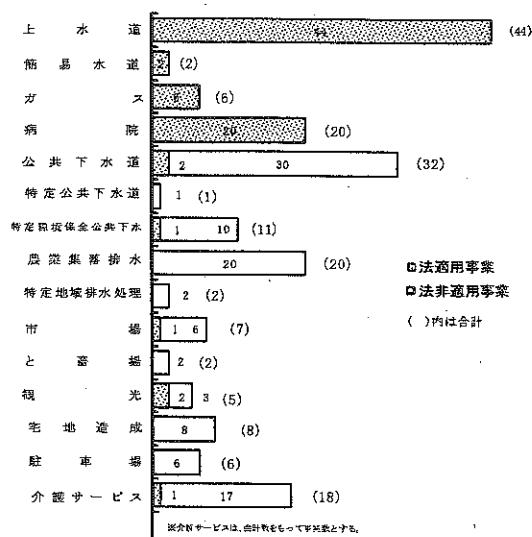
9業種 79事業

前年度比 その他事業1事業減：山武市の自動車教習所事業廃止による。

【法非適用事業】

11業種 105事業

図1 事業数の状況(23年度)



《解説 法適用事業・法非適用事業》

法適用事業とは、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）の全部又は一部を適用している事業をいう。

法非適用事業とは、地方財政法（以下「地財法」という。）第6条の規定に基づき、その経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第37条に掲げる事業（農業集落排水事業を含む。）及び駐車場整備事業、介護サービス事業並びに有料道路事業で、地公企法を適用していない事業をいう。

上水道事業及びガス事業については地公企法の全部が、病院事業については地公企法の財務規定等が当然に適用される。

また、市町村及び一部事務組合は条例又は規約の定めるところにより、病院事業については地公企法の規定のうち財務規定等を除く規定を、他の事業については地公企法の規定の全部又は財務規定等を適用することができる。

法適用事業は、複式簿記及び発生主義による経理を行い、貸借対照表等の財務諸表を作成する等、いわゆる企業会計方式により財務処理を行うのに対し、法非適用事業は、特別会計は設置するものの、財務処理については普通会計と同様の官庁会計方式により行う。

〈事業数の推移〉

県内の事業数は、昭和 40 年代後半に大幅な増加（上水道事業、公共下水道事業の増）を見せた後、昭和 61 年度から昭和 63 年度までの期間（この間は、一般会計で行う農業集落排水事業が公営企業決算統計の対象とされていた。）を除き 170 事業程度で推移していたが、平成 3 年度から特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（平成元年度から特別会計設置の汚水処理事業のみを対象としている。）を中心に増加し、平成 13 年度及び平成 14 年度には 232 事業までに增加了。

平成 15 年度からは、市町村合併に伴う再編等により 9 年連続して減少し、平成 23 年度には 184 事業となっている。

この内、上水道事業は、生活用水を自家（井戸）水に依存していた県東部や南部地域の市町村が、地下水の汚染や減少に対処するため、昭和 40 年代後半から、水源を利根川水系及び地域内のダム等に求めたこと、首都圏近郊市町村で人口が増加したこと等に伴い、新規に事業を開始し、または従前簡易水道事業で行っていたものを転換した市町村があり、ピークの平成 7 年度においては 56 事業（昭和 45 年度調査時 32 事業の約 1.8 倍）に達した。

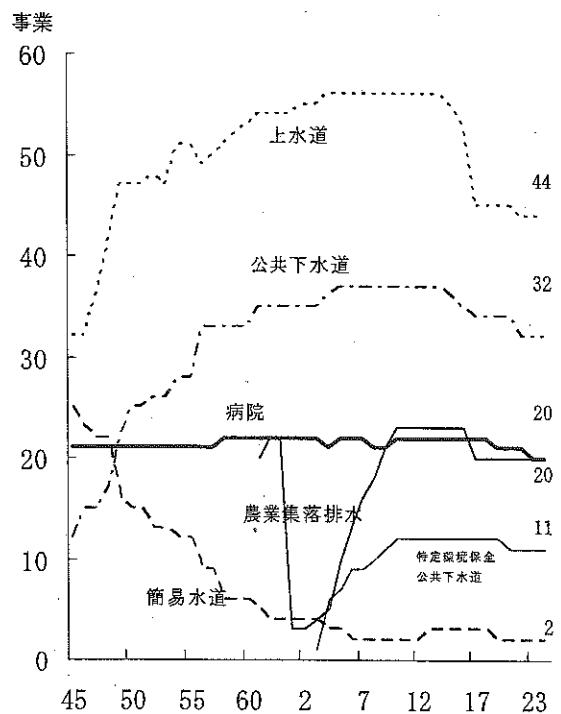
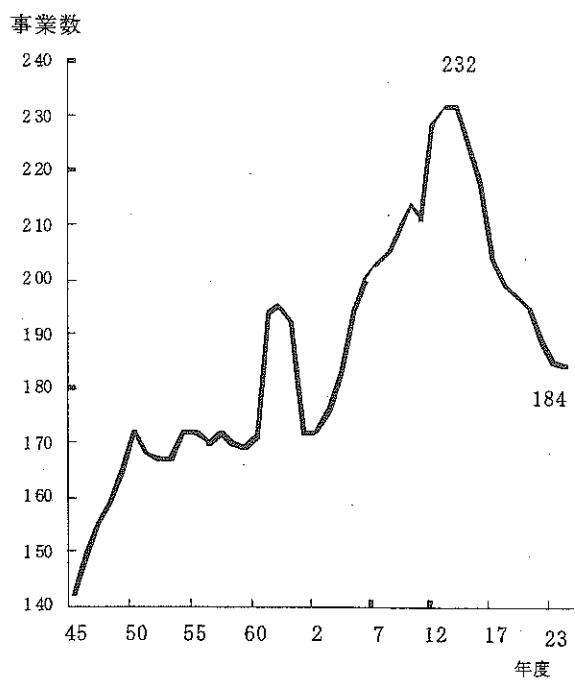
平成 15 年度以降は、市町村合併に伴う再編等で減少し、平成 23 年度には 44 事業となっている。

また、公共下水道事業は、昭和 42 年に下水道整備緊急措置法が施行され、昭和 46 年頃から県を事業主体とする流域下水道建設が本格化し、この流域の市町村が公共下水道の整備を進めていった

こと、また、流域下水道関連市町村以外の市町村にあっても都市計画区域を定めている市町村において事業を開始してきたこと等により、平成 7 年のピーク時には 37 事業に達し、昭和 45 年調査の 12 事業から約 3.1 倍となった。平成 15 年度以降は、市町村合併に伴う再編等により減少し、23 年度は 32 事業となっている。

[参照：P61 第 2 編 統計資料 第 1 章 1. 事業数]

図 2 全体事業数の推移



第2 職員数

9,009人(平成23年度末)

前年度(9,019人)から10人(0.1%)減

法適用事業 8,029人(前年度比31人増)

法非適用事業 980人(前年度比41人減)

業種別に見ると、病院事業の職員数が最も多く、6,610人で73.4%を占めており、次いで水道事業1,057人で11.7%，下水道事業836人で9.3%，介護サービス事業が243人で2.7%となっている。

病院事業は、事業数では全事業の10.9%，支出決算規模では全体の30.9%であるが、職員数では全体の73.4%を占めている。

職員数の多い事業体を個別に見ても、旭市の病院事業が1,775人、松戸市の病院事業が2病院合計で1,196人、君津中央病院企業団が2病院合計で920人と上位を病院事業が占めている。

〈職員数の推移〉

職員数は、平成15年度(10,589人)をピークとして、事業の廃止や、業務の効率化・委託化による職員数の適正化等により平成16年度(10,444人)以降、年々減少している。

[参照:P63 第2編 統計資料

第1章 2. 職員数の推移]

図4 職員数の状況(23年度)

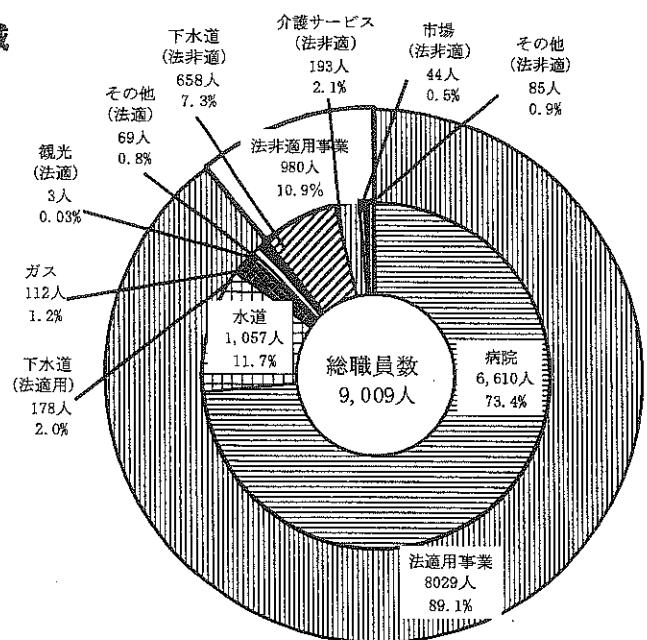
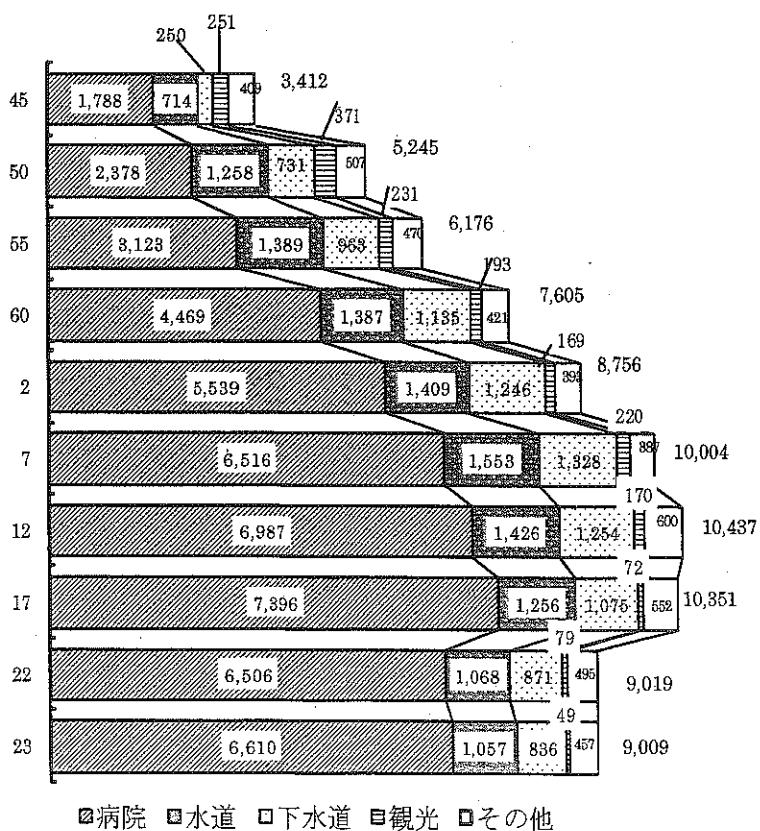


図5 職員数の推移



第3 支出決算規模

4,320億38百万円

前年度（4,345億87百万円）から0.6%減

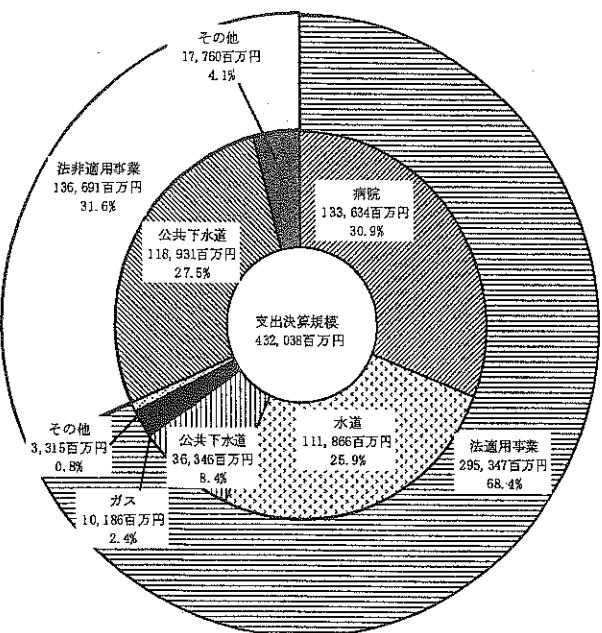
法適用事業 2,953億47百万円（前年度比2.9%減）

法非適用事業 1,366億91百万円（前年度比4.8%増）

総額で、普通会計の平成23年度歳出総額（2兆534億5百万円、一部事務組合含む）の21.0%に相当する。

法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が1,552億77百万円（全体の35.9%）と最も大きく、次いで病院事業が1,336億34百万円（同30.9%）、水道事業が1,118億66百万円（同25.9%）となっており、この3事業で全体の92.7%を占めている。

図6 支出決算規模の状況



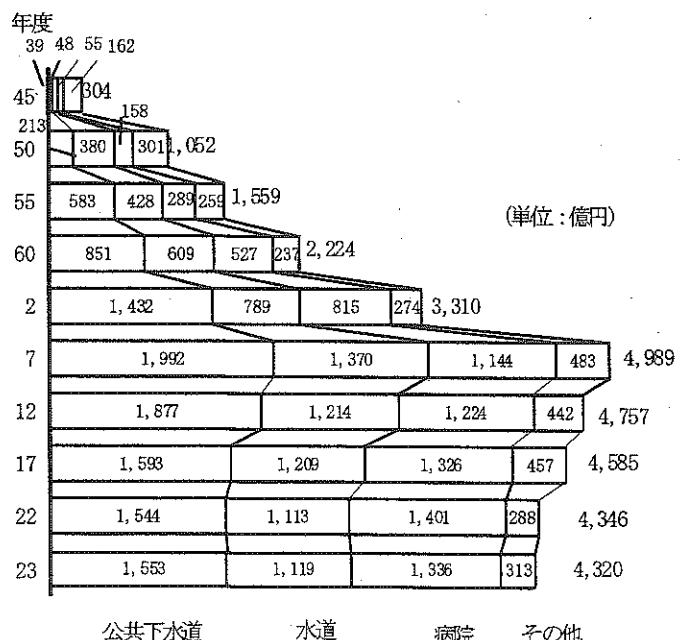
〈支出決算規模の推移〉

支出決算規模は、平成14年度（5,028億円）をピークとして平成15年度（4,731億円）から18年度まで4年連続で減少した後、平成19年度から2年連続して増加したが、平成23年度は、一部の病院事業で大規模な施設建設事業が完了したこと等により、前年度に比べ25億円（0.6%）減少している。

〔参照：P64 第2編 統計資料 第1章

3. 支出決算規模の推移〕

図7 支出決算規模の推移



第4 建設投資額（資本費のうち建設改良費）

864億98百万円

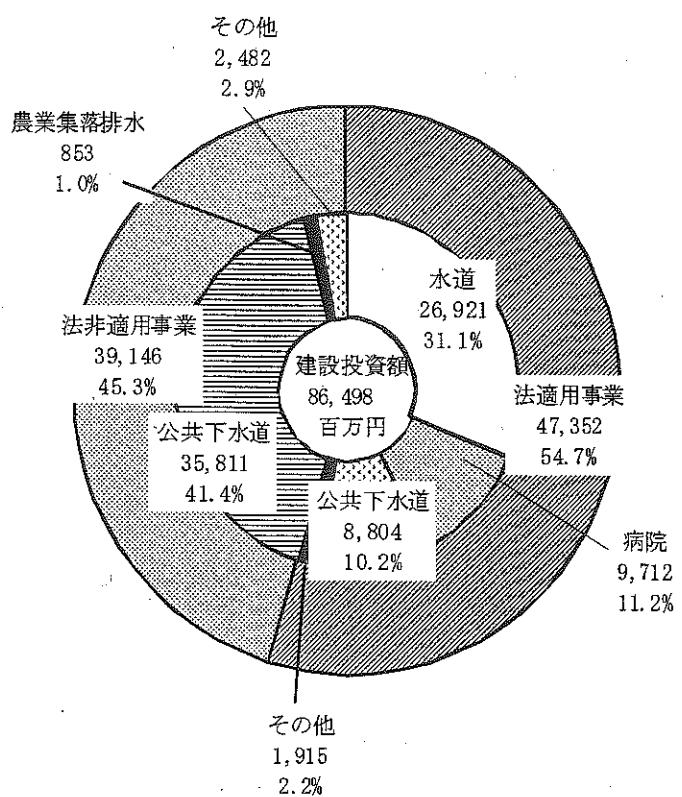
前年度（979億59百万円）から11.7%減

法適用事業	473億52百万円
	(前年度比22.5%減)
法非適用事業	391億46百万円
	(前年度比6.3%増)

総額で、普通会計の平成23年度建設事業費決算額（2,187億69百万円、一部事務組合含む）の39.5%に相当する。

法適・法非適を合わせて、公共下水道事業が446億14百万円（全体の51.6%）と最も大きく、次いで水道事業が269億21百万円（同31.1%）、病院事業が97億12百万円（同11.2%）となっており、この3事業で全体の93.9%を占めている。

図8 建設投資額の状況（単位：百万円）



〈建設投資額の推移〉

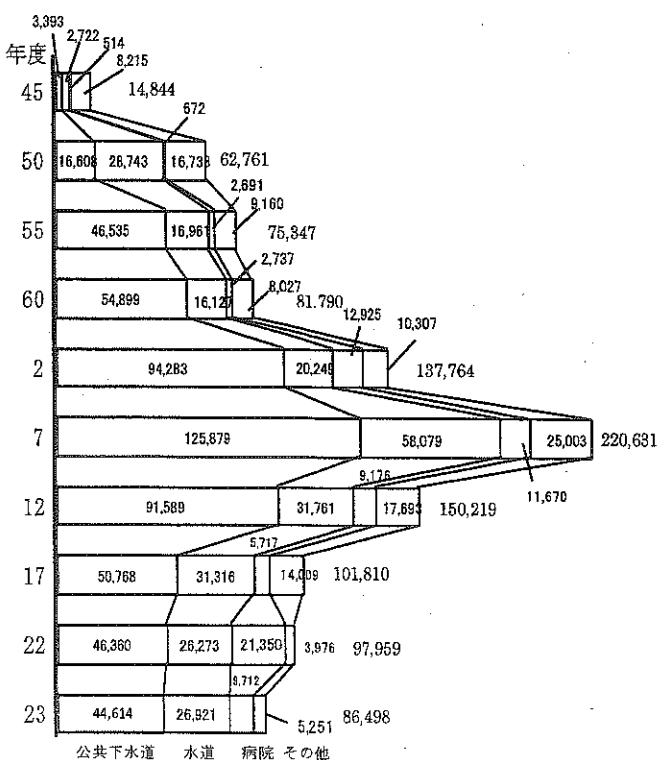
建設投資額は平成5年度

（2,280億39百万円）をピークとして近年は減少傾向にあり、平成23年度においても、一部の病院事業で大規模な施設建設事業が完了したこと等により、前年度に比べて115億円（11.7%）の減少となっている。

[参照：P66 第2編 統計資料

第1章 4. 建設投資額の推移]

図9 建設投資額の推移（単位：百万円）



第5 企業債

(1) 平成 23 年度発行額

478 億 24 百万円 前年度 (585 億 66 百万円) から 18.3% 減

法適用事業 214 億 27 百万円 (前年度比 36.5% 減)

法非適用事業 263 億 96 百万円 (前年度比 6.3% 増)

企業債の発行額の推移は、平成 14 年度の 917 億 13 百万円をピークに 18 年度まで減少していたが、19 年度、20 年度については特例措置としての企業債の公的資金補償金免除繰上償還の借換債等の増加に伴い、2 年連続での増加となった。21 年度には建設投資の減により再び減少に転じ、23 年度は一部の病院事業において大規模な施設建設事業が完了したこと等により、対前年度比 18.3% 減となつた。

業種別に見ると、公共下水道事業の発行額が最も多く 321 億 45 百万円 (対前年度比 0.9% 増)、上水道事業で 98 億 84 百万円 (同 4.2% 減)、病院事業で 45 億円 (同 70.0% 減) 等となっている。

(2) 現在高

1兆 2, 148 億 62 百万円

前年度 (1兆 2, 462 億 93 百万円)

から 2.5% 減

法適用事業 5, 958 億 39 百万円

(前年度比 2.8% 減)

法非適用事業 6, 190 億 23 百万円

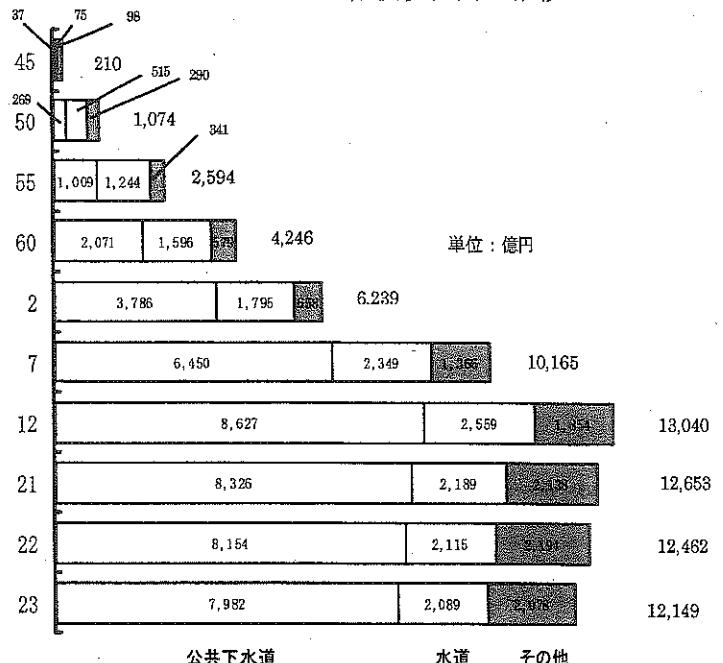
(前年度比 2.3% 減)

総額で、平成 23 年度の支出決算規模の約 2.8 倍となつてゐる。

企業債現在高と支出決算規模の関係を過去からの推移で見ると、昭和 50 年度に企業債現在高が支出決算規模の額を上回ってから年々その差は拡大し、昭和 59 年度には企業債現在高が支出決算規模の約 2 倍に達した。

平成 14 年度 (13, 827 億円) をピークに平成 15 年度からは 9 年連続で減少している。業種別に見ると、公共下水道事業の占める割合が最も多く、平成 23 年度末では 65.7% となつてゐる。

図 10 企業債現在高の推移



(3) 元利償還金

1, 119 億 59 百万円 前年度 (1, 117 億 03 百万円) から 0.2% 増

法適用事業 541 億 74 百万円 (前年度比 2.0% 増)

法非適用事業 577 億 85 百万円 (前年度比 1.4% 減)

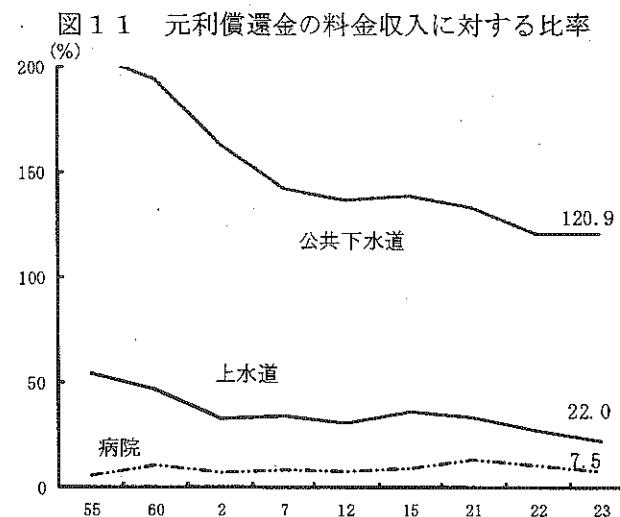
平成 23 年度においては、企業債の繰上償還の特例措置による企業債償還額が減少しているものの、水道事業等で償還額が増えたことにより、平成 22 年度に比べ、0.2% とわずかながら増加している。

なお、元利償還金の料金収入に対する比率は 44.5% (前年度 44.6%) となっている。

これを法適用事業、法非適用事業の別に見ると法適用事業で 27.0% (前年度 26.8%)、法非適用事業で 112.7% (同 111.8%) となってい

る。

法非適用事業の比率が高くなっている原因としては、法非適用事業の元利償還金の大部分を占める公共下水道事業において、施設建設に充てた企業債の償還が始まっているが、普及率が低く、施設が十分に活用できていないため、施設に見合った料金収入が得られていないという状況等があげられる。 [参照 : P68 第 2 編 統計資料 第 1 章 5. 企業債]



第 6 他会計繰入金

788 億 24 百万円 前年度 (778 億 57 百万円) から 1.2% 増

うち基準内繰入金 558 億 61 百万円 前年度 (551 億 85 百万円) から 1.2% 増

うち基準外繰入金 229 億 63 百万円 前年度 (226 億 72 百万円) から 1.3% 増

図 1.2 他会計繰入金の状況

法適用事業繰入金 385 億 13 百万円

前年度 (385 億 32 百万円) から 0.05% 增

うち基準内繰入金 297 億 45 百万円

前年度 (302 億 68 百万円) から 1.7% 減

うち基準外繰入金 87 億 68 百万円

前年度 (80 億 64 百万円) から 8.7% 増

法非適用事業繰入金 403 億 11 百万円

前年度 (395 億 24 百万円) から 2.0% 増

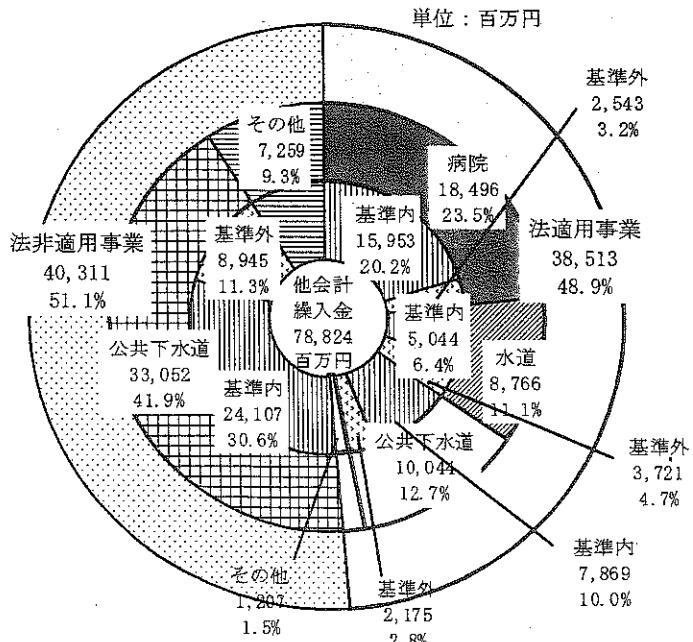


図13 他会計繰入金の推移

うち基準内繰入金 261億66百万円
 前年度(249億17百万円)から5.0%増
 うち基準外繰入金 141億95百万円
 前年度(146億07百万円)から2.8%減
 業種別に見ると、上水道事業(87億65百万円)、
 病院事業(184億96百万円)及び公共下水道事
 業(430億96百万円)において多額の繰入れが
 行われている。

病院事業は、184億96百万円と前年度(184億
 46百万円)とほぼ同額であり、地方公営企業全体
 に占める割合は23.5%(前年度23.7%)と前年度
 に比べて0.2ポイント減少している。

公共下水道事業における他会計繰入金は、東日本大震災に係る災害復旧事業に対する繰入金の増
 等により10億87百万円(対前年度比2.6%増)増加し、地方公営企業全体に占める割合も54.7%
 (前年度54.0%)と前年度に比べて0.7ポイント増加している。下水道事業が全体に占める割合が
 高いのは、建設途上の事業が多く、料金収入で賄えない経費を他会計繰入金で補てんしていること
 によると考えられる。

建設投資額のピーク(平成5年度)を過ぎた平成8年度(1,045億28百万円)以降は、他会計
 繰入金総額の推移も減少傾向にある。

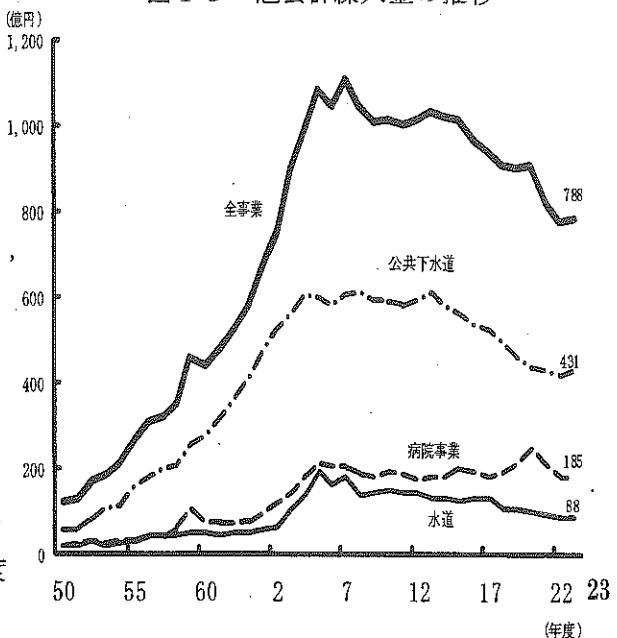
[参照:P72 第2編 統計資料 第1章 6. 他会計繰入金]

《解説 独立採算制と繰出基準》

地方公営企業は、「企業」という性格上、経営に伴う収入をもってその支出に充てる
 「独立採算」が原則である。しかし他方で、地方公営企業は「公営」であるということで、
 公共性、公共の福祉の増進の観点から、企業ベースには乗らないような活動でも採算を無視
 して実施しなければならない場合がある。このような活動についてまで、独立採算の原則を
 適用するのは困難又は不適当であり、これに要する経費については、独立採算の原則から
 外して、企業の設置者たる地方公共団体そのものが、主として一般会計において負担すべき
 こととしている。(地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則))

一般会計が負担すべき経費を具体的に示したものが、総務副大臣通知「地方公営企業
 繰出金について」(いわゆる『繰出基準』)である。地方公営企業は、この繰出基準に
 示された経費以外の経費については、企業の経営活動から生じる収益で賄う必要がある。

したがって、各事業においては、一般会計との間の負担区分について、この繰出基準に
 基づき明確化し、一般会計が負担すべき経費を除いた部分については独立採算で経営する
 よう努力する必要がある。

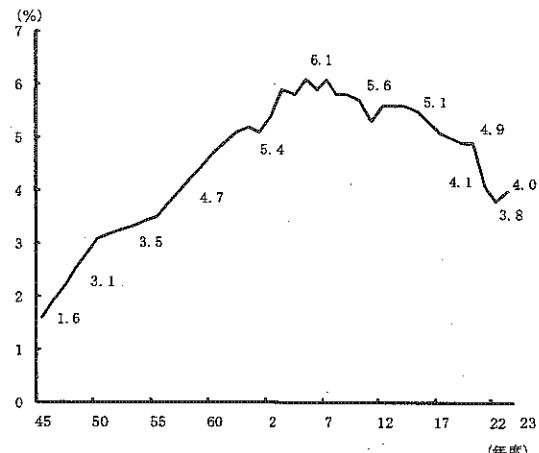


第7 普通会計との関係

〈普通会計の歳出の4.0%が繰出金〉

普通会計の歳出総額に占める地方公営企業に対する繰出金の比率を見ると、平成23年度決算で4.0%となっている。

繰出金（地方公営企業側から見れば繰入金）のうち約3割が赤字補てんのための基準外繰出金になっているが、本来独立採算であるべき地方公営企業を経営することによって普通会計の財政状況に大きな影響を与えていたり、見られることから、各事業体においては、普通会計を圧迫する事がないよう、経営努力を行う必要がある。



第8 東日本大震災の影響

東日本大震災により、被災地域では、地方公営企業も被害を受けた。

特に水道事業では、配水施設等に被害が生じ、断水する地域も発生した。

下水道事業では、管路の破損や液状化による土砂の流入等の被害が生じた。

地方公営企業は、地域住民の生活に不可欠なサービスを提供しており、被災した公営企業施設の早期復旧は急務の課題であった。

東日本大震災を踏まえ、今後的地方公営企業には、施設の耐震対策等ハード面の強化はもちろんのこと、災害発生時に迅速な対応を行えるよう、ソフト面での体制の強化が求められる。

(単位：百万円)

決算規模のうち東日本大震災に係る支出		
区分	金額	比率
水道	927	16.8%
病院	21	0.4%
下水道	4,454	80.9%
ガス	37	0.7%
その他	71	1.3%
合計	5,509	100.0%

第9 資金不足

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金の不足額が発生している団体はない。

(平成20年度決算から経営健全化基準の20%上回る団体は、経営健全化計画の策定が義務付けられた。)